

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	公 告	ページ
○証紙代金収納計器の取扱者の指定 (税務課)	465	○河川法に基づく措置命令の公告 (京都土木事務所)	466
○保安林の指定予定の通知 (南丹広域振興局)	〃	公安委員会	
○道路の区域変更 (南丹土木事務所)	466	○落札者の決定	467
○道路の供用開始 (〃)	〃	正 誤	
		○平成31年4月19日付け京都府公報第3075号中	468
		縦覧 (河川課)	〃

告 示

京都府告示第240号

京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号)第63条の10第1項(同条例第66条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により、証紙代金収納計器の取扱者を次のとおり指定した。

令和元年10月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取 扱 者	取り扱う 収納計器 の番号	収納計器の設置場所	指 定 年月日
株式会社京都自動車会館	京104 京106	京都市伏見区竹田向 代町51の7	令 元. 10. 1
一般財団法人近畿 陸運協会京都支部	京105	〃 〃 〃 51の5	〃

京都府告示第241号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年10月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所
船井郡京丹波町上乙見桑谷13から16まで
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
桑谷15・16(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり推進室及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹波町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。)

京都府告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和元年10月1日から令和元年10月15日まで縦覧に供する。

令和元年10月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 王子並河線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
亀岡市河原町154の1（右）から	前	最小 8.0 ^m	53.0 ^m
		最大 12.0	
亀岡市河原町152の1（右）まで	後	最小 15.0	
		最大 28.0	

- 4 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和元年10月1日から令和元年10月15日まで縦覧に供する。

令和元年10月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 王子並河線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
亀岡市河原町145の4から 亀岡市宇津根町土井ノ内48の3を経て 亀岡市大井町並河坂井38の9まで	令和元年10月1日

- 4 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

一級河川由良川水系由良川下流圏域河川整備計画を変更するため、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項において準用する同条第4項の規定により、当該河川整備計画の変更原案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該河川整備計画の変更原案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、福知山市役所、舞鶴市役所、綾部市役所、宮津市役所及び京丹波町役場において、当該河川整備計画の変更原案を閲覧することができる。

令和元年10月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 河川整備計画を定める圏域名
一級河川由良川水系由良川下流圏域
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部河川課並びに京都府南丹土木事務所、京都府中丹東土木事務所、京都府中丹西土木事務所及び京都府丹後土木事務所
- 3 縦覧期間
令和元年10月1日から令和元年10月22日まで



河川法（昭和39年法律第167号）第24条、第26条第1項又は第29条第1項に違反する行為について、同法第75条第1項の規定による措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定により、次の措置を行うべきことを公告する。

なお、違反行為が行われている場所を示す図面は、次の閲覧場所において、令和元年10月1日から令和元年10月31日まで閲覧することができる。

令和元年10月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 違反行為が行われている場所
京都市北区衣笠開キ町80番地先（一級河川淀川水系天神川左岸）
- 2 違反行為
 - (1) 工作物の設置
 - (2) 廃物の投棄
- 3 行うべき措置の内容
5の連絡先に申し出た上で、令和元年10月31日までに京都府京都市土木事務所長の指示に従い、違反行為に

係る物件を除却し、土地を原状回復すること。

- 4 京都府京都土木事務所長による措置等
3の措置が行われないときは、京都府京都土木事務所長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う。この場合、当該措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定により当該措置を行うべき者の負担とする。
- 5 閲覧場所及び連絡先
〒606-0821 京都市左京区賀茂今井町10の4
京都府京都土木事務所施設保全室
電話075-701-0102

公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第111号

落札者を次のとおり決定した。

令和元年10月1日
京都府警察本部長 植 田 秀 人

- 1(1) 落札に係る物品の名称及び数量
ア 両面式大型フード 1台
イ 天井排気フード 3台
ウ 天井給気ユニット 4台
エ CAVダンパー 3台
オ MDダンパー 4台
カ 専用操作盤 1台
キ ドラフトチャンバー (W1500) 1台
ク ドラフトチャンバー (W1800) 1台
ケ 屋外光触媒スクラバー 1台
コ 屋上排気ファン 1台
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
- (3) 落札者を決定した日
令和元年7月31日
- (4) 落札者の名称及び所在地
和研薬株式会社
京都市左京区一乗寺西水干町17番地
- (5) 落札金額
35,856,000円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和元年6月14日
- 2(1) 落札に係る物品の名称及び数量

- ア 排気機能付き中央実験台 1台
イ ドラフトチャンバー (W1500) 3台
ウ 天井給気ユニット 6台
エ CAVダンパー 3台
オ ドラフトチャンバー (W1200) 1台
カ 専用操作盤 (スイッチ3個) 2台
キ 専用操作盤 (スイッチ5個) 1台
ク 外気処理空調機 (室外機) 1台
ケ 外気処理空調機 (室内機) 2台
コ 屋上排気ファン制御盤 1台
サ 屋外光触媒スクラバー 1台
シ 屋上排気ファン (W600) 2台
ス 屋上排気ファン (W700) 1台

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
- (3) 落札者を決定した日
令和元年7月31日
- (4) 落札者の名称及び所在地
和研薬株式会社
京都市左京区一乗寺西水干町17番地
- (5) 落札金額
41,688,000円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和元年6月14日
- 3(1) 落札に係る物品の名称及び数量
ア クリーンルームプレハブ室 一式
イ 室内循環排気脱臭ユニット 1台
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
- (3) 落札者を決定した日
令和元年7月31日
- (4) 落札者の名称及び所在地
島津サイエンス西日本株式会社
大阪市北区豊崎5丁目4番9号 商業第二ビル
- (5) 落札金額
45,900,000円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和元年6月14日

正 誤

平成31年4月19日付け京都府公報第3075号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
331	左	下から6	「競輪場等」	「競輪場等の」